

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 第2次回答

管理番号	192	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項(事項名)

信用保証協会法に基づく特別保証制度の創設・変更報告における軽微な変更等に係る手続きの簡素化

提案団体

茨城県、福島県

制度の所管・関係府省

金融庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

信用保証協会法における特別保証制度の創設・変更報告について、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

信用保証協会が特別保証制度の創設・変更をする際には、信用保証協会法第 35 条及び第 52 条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告することとなっている。
当該報告については、金融庁長官・経済産業大臣通知により、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を創設・内容変更する場合や、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合であっても報告が必要とされている(添付書類の一部省略は可能)が、形式的な性質が強く必要性に乏しい。
なお、貸出利率の変更及び字句の修正は現行でも報告省略可能とされている。

【参考】

提案県への報告回数(令和5年度)は以下の通り。

A 県

特別保証創設・改正に係る報告: 12 件

上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの: 8 件

B 県

特別保証創設・改正に係る報告: 8 件

上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの: 4 件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県、市町村及び信用保証協会の業務の効率化につながる。

根拠法令等

信用保証協会法第 35 条、第 52 条、業務関係事項の報告について(平成 18 年 1 月 26 日付け金融庁長官・経済産業大臣通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、京都府、和歌山県、佐賀県、宮崎県

○提案県同様、特別保証制度の軽微な内容変更を行う場合の報告は、形式的な性質が強く必要性に乏しいと考えており、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。

当県（令和5年度）

特別保証制度・改正に係る報告：11 件

上記のうち、法令改正や国の要綱改正等に伴うもの：4件

各府省からの第 1 次回答

信用保証協会が特別保証制度を創設・変更する際には、信用保証協会法第 35 条及び第 52 条の規定により、都道府県知事又は市町村長を経由して主務大臣へ報告していただくこととなっている。

これは、例えば、法令や国が定める制度要綱の制定・改正に伴い特別保証制度を制定・改正する場合において、法令や国制度の制度設計に合わせて適切に特別保証制度が創設・内容の変更がなされているかを確認、監督するために報告していただいているもの。

また、各自治体においては、国制度に準拠して制度融資を創設・改正する際には、こうした法令や国制度の創設・改正について把握し、適切に自治体制度融資に反映していただく必要もあり、報告自体を省略することは困難であると考えている。

他方で、ご提案いただいた統一的な改正や期間の延長などの軽微な改正等の場合については、現在の「30 日以内」の報告から、例えば、「各四半期終了後 30 日以内」という形で報告頻度を下げることにより、都道府県、市町村及び信用保証協会の事務負担を軽減し業務の効率化に繋がるため、報告期限について、速やかに見直しの検討を開始する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

特別保証制度の創設・変更報告は、事由の発生から 30 日以内を提出期限として信用保証協会から報告されるものであり、本件報告を待っているのは法令や国制度の創設・改正を自治体制度融資に適時適切に反映することは難しい。法令改正等については貴省から都道府県・市町村にその都度情報提供いただいております。各自治体はそれを踏まえて制度融資に反映させていることから、本件報告を省略した場合でも、法制改正等の把握及び制度融資への適切な反映の点で支障はないものと考えている。

貴省において、各信用保証協会が特別保証制度の創設・内容変更を適切に行っているか確認、監督する必要があるとのことだが、法令改正に伴う所要の文言修正まで全て報告対象とする必要があるのか、関係機関の事務負担軽減と業務効率化を図る観点から再度ご検討願いたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

法令改正に伴う所要の文言修正であっても、監督官庁として把握する必要性自体はあると考える。

一方で、法令改正等については中小企業庁から都道府県・市町村にその都度情報提供しており、各自治体はそれを踏まえて制度融資に反映させている実態を鑑み、統一的な改正や期間の延長などの軽微な改正等の場合については、現在の「30 日以内」の報告から、「各四半期終了後 30 日以内」という形で報告頻度を下げることが速やかに検討する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁 第2次回答

管理番号	264	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の利用拡大

提案団体

福島県、山形県

制度の所管・関係府省

金融庁

求める措置の具体的内容

資金決済に関する法律における前払式支払手段については、同法第3条第1項において、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限定されているため、「貸付金元利収入」、「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」(以下「貸付金元利収入等」という。)の収入も含まれるよう、対象の見直しを求める。

具体的な支障事例

資金決済に関する法律における前払式支払手段については、同法第3条第1項において、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるものと定められている。
このため物品等を購入する場合等の納入通知書は、スマホ決済アプリでの納付に対応できるが、「貸付金元利収入」「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」については必ずしも前払式支払手段によることができるわけではないと考えており、納入通知書の統一的な取扱いができないため、納入義務者の納付の利便性を向上させることができない実態がある。
そこで、資金決済に関する法律における前払式支払手段の対象に、「貸付金元利収入」「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」も一律に含めることで支障が解決するものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

納入通知書の統一的な取扱いが可能となり、納入義務者の利便性向上に繋がる。

根拠法令等

資金決済に関する法律第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、さいたま市、越谷市、名古屋市、高知市、長崎市、熊本市、宮崎県

○当市においては、前払式支払手段について、今まで要望がなかったため必要性は生じていなかったが、今後、支払方法の多様化に対応していくにあたり、納入義務者の利便性の向上に繋がっていくと考える。

○市税では eLTAX(エルタックス・共通納税システム)による支払方法の一つとして前払い式支払手段(楽天キャッシュ等)が使用できる。

・制度改正による効果が考えられる

○当市では、前払式支払手段が不可能な歳入であっても、コンビニ納付やコンビニバーコードを利用したスマホ決済の後払式支払手段を可能とするためコンビニバーコードを印字している。しかし、当該コンビニバーコードは前払式支払手段による決済もできてしまうため、利用者への案内が困難な状況である。

各府省からの第1次回答

前払式支払手段による支払については、為替取引に関する規制の潜脱防止の観点から一定の制限を課している。要望の中で具体的に挙げられている公金の一部は、これまで前払式支払手段による支払が可能と整理されているところ、提案のように、一律に前払式支払手段による支払を可能とすることについては、慎重な検討を要するため、直ちに法改正等により対応することは困難である。

なお、支障事例として頂いた、コンビニバーコードを利用した場合に案内が困難という事例については、前払式支払手段で支払ができない収入をコンビニバーコードとして印字した場合には、前払式支払手段の発行者において、前払式支払手段では支払ができないようにシステム上対応されているものと聞いている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

支障事例について、前払式支払手段の発行者において、当該手段による支払ができないようシステム上で対応可能であることは承知しており、本県においても既にシステム上の対応を行っている。

しかしながら、本提案に係る支障事例の趣旨としては、同一の自治体で同一様式の納入通知書を用いて支払う場合であっても、前払式支払手段により支払可能な科目と不可能な科目が混在していることにより、納入義務者が支払時に混乱をきたすという点にある。実際に、前払式支払手段で支払えない納入通知書を受け取った方が、誤って前払式支払手段に納付予定額をチャージしてしまったという事例も発生しているなど、納入義務者から不満の声や問い合わせが生じている。こうした状況を踏まえ、本提案については、納入義務者の利便性や混乱防止の観点からも、速やかな検討をお願いしたい。

また、要望の中で挙げている公金については、前払式支払手段のサービスを提供する事業者が取扱不可と整理しているものとなるため、貴庁で取扱可能と整理しているものが含まれている場合は、改めてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【長崎市】

仮に前払式支払手段の発行者において、支払いができないようにシステム上設定されていたとしても、一部の債権について一部のキャッシュレス手段が利用できないという複雑な制度について、自治体側から、支払いができなかった市民へ理解していただける説明をするのは困難であり、かつ納付書発行時に事前に支払えない旨説明して理解を得られるのも困難であると思慮される。

現場の負担や市民の目線に立った柔軟な対応により、実現可能性について再度ご検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

本提案を受け、「貸付金元利収入」、「遅延損害金」、「不動産売払代金」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」については、前払式支払手段による支払いの実現に向けて検討していく。

なお、ご要望の中で具体的に挙げられている公金のうち、「延滞金」及び「過料」については既に前払式支払手段による支払いが可能と整理されている。